

スポーツ仲裁規則改正について

【改正】

第13条（申立ての期限）

1 仲裁の申立ては、競技者等が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から6ヶ月以内、又はそれを知らなかった場合には、その決定をした日から1年以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。

2 仲裁の申立てに先立ち、実質的に同一の紛争について、前項に定める期限内に特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則に基づく調停の申立てがされた場合には、同規則第11条第1項に従ってされる調停申立ての受理の発信日をもって、前項に定める期間の進行は停止する。この停止は、被申立人が調停に応じないことを理由に同規則第11条第2項に従って日本スポーツ仲裁機構から調停申立書が申立人に差し戻されたとき、又は同規則第19条第2項に従って調停が終了したときには、それぞれその日をもって解除される。ただし、期間の進行の再開の時点において、前項に定める期限までの期間が1ヶ月未満であるときには、1ヶ月以内に仲裁の申立てをすればよいものとする。

3 前2項の規定は、競技団体の規則又は当事者間の合意において別段の定めがある場合はこの限りではない。

【現行規則】

第13条（申立ての期限）

仲裁の申立ては、競技者等が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から6ヶ月以内、又はそれを知らなかった場合には、その決定をした日から1年以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、競技団体の規則又は当事者間の合意において別段の定めがある場合はこの限りではない。

【改正の趣旨】

現行第13条を新13条1項と3項に分割。その上で13条2項を新設。

特定調停合意に基づくスポーツ調停規則にもとづく調停と、スポーツ仲裁規則に基づく仲裁との同時利用を想定したものである。

具体的には、調停手続中にスポーツ仲裁規則13条に定める申立て期限が徒過してしまい、仲裁の申立てが出来なくなってしまうことに対応するためである。

附則 7

この規則は、2008年5月12日から施行する。ただし、スポーツ仲裁規則第13条第2項の規定については、2008年5月12日より後にされた調停申立てにのみ適用するものとする。

以上